（所長等の処置）

第四十一条の四　所長等は、第四十一条の二第一項の不服の申出が理由があると判定したとき、又は出入国在留管理庁長官が前条第一項の異議の申出が理由があると裁決したときは、その申出をした被収容者の処遇等に関し必要な措置をとるものとする。

（出入国在留管理庁長官への報告）

第四十三条　所長等は、保安上の事故又は非常災害が発生したときは、当該事件の内容及びこれに対してとつた措置を直ちに出入国在留管理庁長官に報告しなければならない。

（委任事項）

第四十五条　所長等は、出入国在留管理庁長官の認可を受けて、被収容者の処遇に関する細則を定めることができる。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

別記第一号様式中「入国管理局」を「出入国在留管理局」に改める。

別記第九号様式甲及び別記第九号様式乙中「入国管理局」を「出入国在留管理局」に、「Immigration Bureau」を「Regional Immigration Services Bureau」に改める。

（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部改正）

第三条　出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正前		改正後	
活動	基準	活動	基準
［略］		［略］	
法別表第一の二の表の技能の項の下欄に掲げる活動	［略］	法別表第一の二の表の技能の項の下欄に掲げる活動	［同上］
法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動	申請人に係る特定技能雇用契約が法第二条の五第一項及び第二項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第三項及び第四項の規定に適合すること並びに申請人に係る一号特定技能外国人支援計画が同条第六項及び第七項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。 一　申請人が次のいずれにも該当していること。ただし、申請人が外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第二条第二項第二号に規定する第二号企業単独型技能実習又は同条第四項第二号に規定する第二号団体監理型技能実習のいずれかを良好に修了している者であり、かつ、当該修了し	出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第七条第一項第二号の基準は、法第六条第二項の申請を行った者（以下「申請人」という。）が本邦において行おうとする次の表の上欄に掲げる活動に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。	［同上］

（所長等の処置）

第四十一条の四　所長等は、第四十一条の二第一項の不服の申出が理由があると判定したとき、又は法務大臣が前条第一項の異議の申出が理由があると裁決したときは、その申出をした被収容者の処遇等に関し必要な措置をとるものとする。

（法務大臣への報告）

第四十三条　所長等は、保安上の事故又は非常災害が発生したときは、当該事件の内容及びこれに対してとつた措置を直ちに法務大臣に報告しなければならない。

（委任事項）

第四十五条　所長等は、法務大臣の認可を受けて、被収容者の処遇に関する細則を定めることができる。

［項を加える。］